（学校施設の確保に関する政令の一部改正）

第十六条　学校施設の確保に関する政令（昭和二十四年政令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「規定する学校」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（第三項において「幼保連携型認定こども園」という。）」を加え、同条第三項中「大学」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加える。

（公職選挙法の一部改正）

第十七条　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第百三十七条中「規定する学校」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

第百四十条の二第二項中「規定する学校」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

（建築基準法の一部改正）

第十八条　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

別表第二(ろ)の項下欄第五号中「学校」の下に「（幼保連携型認定こども園を除く。）」を加える。

（地方公務員法の一部改正）

第十九条　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第五十七条中「に規定する公立学校」を「第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園であつて地方公共団体の設置するもの」に、「同法」を「学校教育法第七条（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二十六条において準用する場合を含む。）」に、「、教員及び」を「及び教員並びに学校教育法第二十七条第二項（同法第八十二条において準用する場合を含む。）、第三十七条第一項（同法第四十九条及び第八十二条において準用する場合を含む。）、第六十条第一項（同法第八十二条において準用する場合を含む。）、第六十九条第一項、第九十二条第一項及び第百二十条第一項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第二項に規定する」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

（社会福祉法の一部改正）

第二十条　社会福祉法の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号中「又は小規模住居型児童養育事業」を「、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定する幼保連携型認定こども園を経営する事業

（国有財産特別措置法の一部改正）

第二十一条　国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「、社会福祉法人」の下に「、学校法人」を加え、同項第二号イ中「措置」の下に「（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）が委託を受けて行うものを除く。）」を加え、同号中ニを削り、ホをニとし、同号に次のように加える。

ホ　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による施設型給付費又は特例施設型給付費の支給に係る同法に規定する小学校就学前子どもに対する保育（児童福祉法第三十五条第四項の認可を得た児童福祉施設において実施するものに限る。）の用

第二条第二項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　地方公共団体、社会福祉法人又は私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）において、幼保連携型認定こども園の施設の用に供するとき。

第三条第一項第四号中「私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）」を「学校法人」に改める。

（私立学校教職員共済法の一部改正）

第二十二条　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十項中「設置する者」の下に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この項において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園を設置する者及び認定こども園法一部改正法附則第四条第一項の規定により幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）を設置する者」を加える。

（女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部改正）

第二十三条　女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び特別支援学校」を「、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園」に改め、同条第二項中「、主幹教諭」の下に「（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）」を、「、栄養教諭」の下に「、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭」を、「養護助教諭」の下に「、助保育教諭」を加える。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）

第二十四条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三項中「規定する学校」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）」を加える。

第二十三条第二号、第三号、第五号及び第十号中「学校」を「教育委員会の所管に属する学校」に改める。

第二十四条中「の各号」を削り、第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　幼保連携型認定こども園に関すること。

第二十六条第二項第六号中「第二十九条」を「第二十七条の二及び第二十九条」に改める。

第二十七条の二の見出しを「（私立学校に関する事務に係る都道府県委員会の助言又は援助）」に改め、同条中「第二十四条第二号」を「第二十四条第三号」に改め、同条を第二十七条の六とし、第二十七条の次に次の四条を加える。

（幼保連携型認定こども園に関する意見聴取）

第二十七条の二　地方公共団体の長は、当該地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務のうち、幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定その他の当該地方公共団体の教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものの実施に当たつては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。

2　地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。